慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	桜田虎門の経済論
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.1 (1941. 1) ,p.47(47)- 82(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19410101-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410101-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ずしては其の完成を見ること難かるべく、一見困難なるかゝる運動の組織化を十分に討究して適切なる方法を採用することにより新時代の經營の意義を見出し得るであらう。以上述べたるところは次の如く表示し得る。

生活合理性原則
- 1 勞務に對する報償の問題
  - 1 支拂賃銀と支拂形式
  - 2 利益處分による賃銀部分と其の利用方法
  - 3 配給機構
- 2 經營に於ける安全設備の問題
- 3 經營生活の社會性の問題
  - 1 機能の有機的關聯に對する認識
  - 2 經營に於ける餘暇と社交機會の問題
- 4 生活指導
  - 家庭淨化運動の問題

以上論じたゝ諸種の合理性原則が統制經濟の發展とゝもに如何に其の相對的重要性を變化するに至るかについては別の機會に論ずることゝする。

櫻田虎門の經濟論

野村兼太郎

一

櫻田虎門名は景質、字は仲文、通稱周輔、虎門はその號であるが、欽齋の號も亦一般に行なはれ、又鼓缶子とも號した。安永三年に生まれ、天保十年六十六歳にして赴く。大體において幕府廢頽期に活躍した經濟論者と見てよい。

元來虎門を生んだ櫻田一家は文學に優れてゐた。虎門景質の父景明は通稱三彌、榊田氏より出でて櫻田家を嗣ぎ、詩書を好み、畑中荷澤、井上金峨等に學んだ。景質はその二子である。長兄贅庵景雄は易學者として知られ、景雄の長子景行は澹齋と號し、頼山陽等と交り、その名を知られてゐたが、二子良佐は「可驗錄」「退思錄」（「日本經濟大典」第二十八卷所收）等を著はし、又勤王家として著名である（拙著「維新前後」所收「櫻田良佐の書翰」參照）。

かうした文學の家に生まれた虎門は最初藩儒志村東嶼に學んだ。東嶼は仙臺の鉅儒五城の弟である。昌平黌に學び、その舍長となり、朱子學の傳統を追ふ者である。その後虎門は江戸に出で、服部栗齋に學んだ。栗齋も亦五井

蘭洲より出て朱子學の學統ではあるが、山崎闇齋に私淑し、その遺書に精通してゐたといふから、同じ朱子學の系統でも、師蘭洲同樣かなり異色あるものであつたらう。

虎門は栗齋の麴溪書院に學んだ。麴溪書院は栗齋が松平定信から麴町に土地を賜はり、そこに設けた學舍である。虎門の學術文章は栗齋の認むるところとなり、書院の助教となつた。間もなく藤堂侯の聘に應じて、その虎の門の邸内に寓居して藩士に教へてゐた。故瀧本博士の解說に從へば、虎門の號はこれから出たのであらうといふことである。

寛政十年、歳二十五の時致仕して長崎に遊んだ。その後舊藩公伊達齊義に召さるゝ文化四年までの九年間ばかりの間は何をしてゐたのか不明であるが、本草學を小野蘭山に學び、その造詣頗る深しといふから、それはこの間のことではなからうか。蘭山が幕府の召に應じて江戸に來たのが寛政十二年で、翌十三年の春から文化三年の夏にかけて、甲斐・駿河・信濃・伊勢・紀伊の諸國を跋涉し、藥草を採集し、品目を別かち一書を作つて上申したといふから、丁度虎門が浪々の間にあたる。蘭山は幕府の召に應じた時がすでに七十一歳の老體であるから、この事業は助手なしでなされたとは思はれない。もし瀧本博士の指摘さるゝが如く、虎門の著「詩識名」が本草學の造詣頗る深きを證するに足るものであるとしたならば、彼が蘭山の研究に助手の一人として參加してゐたと推定しても強ちに誤りではあるまい。

文化四年、三十四歳の時、仙臺藩士となり、大番士として、儒員に列せられた。同七年に上書して江戸藩邸に順造館を創設し、自らその督學となる。その後仙臺に歸り、その藩黌たる養賢堂指南役となつた。しかし時の養賢堂學頭大槻平泉と學制改革のことについて意見が合はず、屢々上書してこれと爭つた。終に有司の忌諱に觸れ病と稱して隱退した。その後は一向著作に耽けり、その著書數百卷に及ぶといふ。天保十年十月三日に歿した。

その著書は「四書摘疏」四十卷、「近思錄摘說」十四卷、「詩識名」十二卷、「五行易指南」十卷、「三綱發蒙」等があるが、經濟論に關するものとしては「經世談」十卷があるのみである。瀧本博士は本書を賞して徂徠の「政談」、春臺の「經濟錄」、竹山の「草茅危言」に比すべきものであるとされてゐる。しかしそれら三著作の如く、經濟思想史上特異の地位を占むるものではないが、德川時代の經濟書中、その論述の明快な點において、又時弊を指摘し、これが改善を實踐的に記述せる點において異數のものであることは否定し得ない。

今直ちにその内容に立ち入る前に、本書の成立について一言して置きたい。虎門は「經世談」の卷尾に次ぎの如き自跋を附してゐる。

「右經世談十卷丙五卷は早く已に脫稿といへども、其備らざるが爲に廣く世に公にするを欲せず、たまたま聖賢の道を行はんと欲するの志ありて咨ひ及ぼす者には竊にこれを示し、必深く傳觀を防ぎて妄に敢て出さず、しかれども十數年の久しき、人或はひそかに寫して藏る者あり、爾後猶續て論著せんと欲して、暇には則わが意の所到を筆にまかせて記する者數十件、始裝の年に迫りて故ありてこれを終るの志意り、皆篋中に委てゝ淨寫に及ばず、久しきを經るの後には、予といへども、自その論說する所を記せず、去歳の冬、吾公既に前五卷を得て、必その餘稿あるを知り、橋本直好に命じて速に公の覽に供せしむ、予この編を草することもとより世の君相の志ありて、國家に施すの資とせんこと深く望む所なり、況

んや我が公に在て親しくこれを觀んことを求むるに於て、迂愚の論說固不足取といへども、或は百一の補とならんこと必無しといふべからず、乃不敢隱、悉く篋中の數紙を聚め綴りて五卷となれり、前後總十卷、いさゝか以て公命に應ず。（下略）」

この跋は天保甲午の秋に記したものであるから、虎門六十一歲の時である。前半五卷はそれより十數年前といふから、五十歲以前の著作と見ることが出來よう。

本書の成立が前述の如き事情に基づくものであるから、全體として體系づけられてもゐず、又同じことが繰り返されてゐることもある。しかし大體君主が如何に自國を統治すべきかを中心として論じ、その心得並びに四民に對する取扱ひを詳說したものであるから、全體として一貫せる態度は明かに示されてゐる。故に先づ彼の根本的立場が如何なるものであるかを說明しよう。

二

虎門の教養が前述の如く朱子學の系統においてなされ、從つてその根本的立場が儒教にあることはいふまでもない。この點においては當時一般の論者とあまり異なるところを發見し得ない。武士中心の議論であり、君主の個人的仁德を治世の中心と見る封建的統治論である。彼は儒教に對しては絕對の信賴を置いてゐた。その所謂聖賢の道の如きも直ちに實行し得るものと考へた。聖賢の道は何れの邦、何れの時にも行なはれ得るものであり、又迂遠なものでもない。唯時・所に依つてその行なふ方法が異なるのみである。その本旨は變るものではない。聖賢の道は天地自然の道だからである。

「聖賢の道は聖賢自己の流義にあらず、天地自然の道なり、故に土地かはればその法制もかはることあるは勿論、土地同じくても時かはれば又かはることあり、三代の聖王何れも同じ中國に道を行ひ玉ひしかども、殷は夏と同じからず、周は殷と同じからざるにてもみらるゝことなり、その內にも君を重んじ父母をしたしみ妻子をいつくしむ類は三代ともにかはることなく、數千年の後とても同じことなり、勿論中華ばかり如此なるにはあらず、朝鮮琉球安南交趾の如きは勿論、魯西亞阿蘭陀の如きに至るまでかはることなし、わが日本とてもかはるべきやうなし、故に昔は昔にて昔の天地自然の風氣に從ひ、今は今にて今の天地自然の風氣に從ふは勿論、唐は唐にて唐の天地自然の風氣に從ひ、日本は日本にて日本の自然の風氣に從ふが即聖賢之道なり」（卷之一）。

彼のいふ自然の道は必らずしも明瞭ではないが、聖賢の道は常時不斷、如何なる時、如何なる場合にも行なはるべき根本不變のものである。常時には常時の如く、非常時には非常時に應じて、作爲的でなく、自然に行なはるべき道なのである。彼はこれを聖賢時中の道と呼んでゐる。故に時勢の如何を知らずして徒に古法の迹を用ひれば、それは國家を害し、却つて聖賢の意に反するものであるといふ。

「時中の道をしらんとならばまづ時勢を考へるにあり、時勢とは時により所によりて全體大格のつり合、又は拍子はづみある事を云、天下の勢あり、一國は一國の勢あり、其外一家一身より一事の上に至るまで、何事もつり合はづみありて常理定格の及ばざる所あるものなり」（卷之一）。

一國を統治する上にもこの聖賢時中の道を以つてなすべきである。この時勢をよく知り、それに依つて法を定む

る上に最も必要なことは眞に聖賢の道を知り、政務の才ある臣下を登用し、君臣一體の實を擧げることである。そして一國全體が一致する政治を實施することが肝要であるといふ。

「君民上下はつなぎあふて一體なる者にて、はなれ〳〵のものでなきと云は、大樣しりたる人もあれども、その人の執り行ふ政事の上などをつく〴〵見れば、すきとそのおもわくもなきにて考れば、畢竟すきとしらぬと云ものなり、此意をよくしらずして國家をあつかふは、たとひ目前よきやうにみへても永久めでたき治法とはなるべからず、もし無知妄作にあらずんば、權謀智術など云類にて、聖賢の道とは大にかはれり」（卷之二）。

即ち君主たる者は、

「民の爲に君を立るの意と君民一體の意とをよくしらば、武運長久の守りこれに過ぎたる祈禱はあらじとおもへり」（卷之二）

かゝる君臣一體の實を擧げるためには、人君が下民の情事に通達する必要があるが、人君は「平日深城の中に御座ありて、下より申出ること、何事も段々に役人の手を經て言上」するから、容易に通じ難い。即ち下意上達の困難なことを指摘する。かくて虎門はかくし目付の如き制度を非として、

「かくし目付をつかふこと明君良相のなすべきことにあらず、いかにとなれば王政は民を子の如くに扱ふことゆゑ誠を推して行ふのみにて、不意を犯してこれを罪に陷しいるゝことなどはせぬことなり」（卷之三）。

といひ、密偵政治を非とし、正々堂々たる王政を主張する。唯時に權宜の法として僅かにこれを認めてゐる。その外目安箱設置、又細民の難儀を速かにいひ出した者を賞すること等を論じてゐる。

しかし虎門が君民一體の政治をなす上に最も必要なりと考へたのは、民を教ゆることと民を富ますこととである

といふ。彼はこれを呼んで大繩張といふ（卷之二）。富ますことは後に述ぶることとし、教ゆることについての彼の意見を大要次ぎに述べよう。

彼は教育は單に武士階級にだけ必要なものでなく、すべての者にとつて缺くべからざるものであると見る。故に

「學校を立ると云ものは、國中上下一統の人々に教を施すの法なり」（卷之六）。

然るに庶民には學問がゐらぬやうに一般に考へる風があるのは、學問に對する考へ方が間違つてゐるからである。

「わが邦古今ともに學校を立て〻人を教ること多くは、一家中の諸士、知行、扶持、切米など受る者ばかりに行わたりて、百姓町人その外すべての輕き者に至りては、すきとかまひなくおくこと、誠に餘義なきわけもあるなり、いかにとなれば、根元より學問など云は、書を讀み才藝を覺えることばかりを主意とする故に、輕き者にはなくても事すむと思ふわけもあり、又おのづから行屆かぬるわけもあり、又學問させて却て國家の政事に妨になるわけも有、何れも一理づゝあることにて甚尤至極なることなり、されどもこれは根元より學問と云ものの心得あしきよりのことにて、畢竟大なる誤この上なきことなり」（卷之六）。

しかし彼が百姓や町人に武士と同樣の教育を施せといふのでないことは勿論である。彼等には彼等相應の教育を與へ、ものの道理・義理を知らせる必要がある。百姓などをわざわざ一所に集會させることは業務を妨げ、勞費をかけることになるから、何かの時節に教へるがよいと說く程度のものである。

「たとへば一町一村の内にて、老分の者の内少しあら〳〵にも、すぢのわかりて、人々かねてあまり輕んじ賤しみもせず、嫉みきらふことも多からざるやうなる人を撰びて、其役に申付、並百姓上座、並町人上座と定め、一年の内何か時節によりて人の集る所にゆき合せて、異見添心のやうにつぶ〳〵に云きかせ、事によりては相談問答をもいたすべし」（卷之六）。

彼のいふところは殆ど心學のそれと異なるところはない。しかし彼は心學については一言も言及してゐない。彼は方法手段について詳說してゐるが、要するに「まづあら〳〵の道理分りを合點さするが急務なり」といふ程度のものであり、從つて當時の所謂學問なるものは百姓・町人には有害であるから、堅く禁ずべしといつてゐる。

彼の武士に對する教育論は頗る詳細である（卷之六）。學校設置の數、學生の數の如き問題についても論及し、昌平黌について次ぎの如き批評をしてゐるのは注目に値ひする。

「江戸昌平坂の學校などは數里四方の中にたゞ一ヶ所にして、殊に幕府の諸士數千數萬なるゆへ、寛政享和の頃改正の時、本所深川又は麻布芝邊より出席の輩徒に途中に光陰を費やし、僕從は飢を苦しむ類の弊多く、又一ヶ所に數百千人群をなせしゆへ、講義もすきときこえず、末席に居るものは始ると終るとをしる事能はずして、たゞ上近き人々の禮拜するを見て、その始まることをしり、終ることをしりしこと、予がまのあたり聞見せし所なり、如此の制度にて毎日多く聚るとも何の益あるべき、先王の學校は閭巷の小邑までも行わたりてあるゆへ、これを廣しとすることなり、千疊敷を萬疊敷にするとも、かやうの法にては絶て益なければ、たゞわけしらぬもののみ、その生徒の盛なるを感嘆することにて實は可レ笑の甚き、又可レ哀の甚きものなり」（卷之六）。

かうした虎門の教育に對する見解は多くの點において當時の通論と異なるものであつたから、先に養賢堂學頭大槻平泉と衝突し、終に身を退くに至つたのも、蓋し止むを得なかつたのであらう。しかし彼の學制には聞くべき點は少なくないが、なほ聽講者の座席を身分の上下に依つて區別するが如き、封建的意見を有してゐたことは彼として當然のことである。

彼がかく教育に重點を置いたのは、明かに彼が「德」を以つて最も重要なものと考へてゐたからである。人間のもつ特徴のうち、德器の優れた者を第一とする。德器と才能と技藝とはこれを區別しなければいけないと彼はいふ。世俗やゝもすればこれらを混淆し、甚だしきは德器を無視する者さへある。

「才能にも德器なければ出來ぬことあり、技藝にも才能なければ達し難きことも多くあるゆゑ、三つの者一樣のやうにもみゆれども、技藝なくとも才能はすたらず、才能なくとも德器は貴ぶべきものなれば、德器は本なり、才能は末なり、技藝は末の又末なり」（卷之二）。

人君はこれらの德器ある者を登用して政治をなすべきであるといふ。

かく彼は根本的なものとして精神を尊重する。故に彼は眞の國の繁昌は人人が美服を著し、祭禮を華美にし、娛樂物の類が繁昌するが如き狀態をいふのではない。

「眞の治平のありさまは人民の君上を愛し戴きて諂ひ飾る心なく、律義に厚く廉恥の心より法を守り、上下ともに面々の職業を怠らぬなど、少し足をとゞめて氣をつけねば深くはしられぬことなり」（卷之二）。

といふ。かゝる見地から、當時の經濟狀態を觀察して、彼が如何なる見解を有してゐたかを次ぎの問題としよう。

三

化政度の末期的繁榮に贊意を表さなかつた虎門は、當時の經濟的行詰りに對して、一方一般の論者と共に儉約の必要を力說するが、他方において流通の促進をも主張する。當時「東國も西國も、都も田舍も、大名諸士も町人百

姓も、一統に困窮困窮とばかり」いふやうになつた經濟的行詰りは、金錢の量が少なくなつたためであらうか。例へば金錢が破船で海川に沈んだり、火災で燒失したり、又は金錢を山と積んで出さぬ者があるのか。虎門はこの金錢の絶對的減少を否定はしないが、その經濟的困窮の生じた所以はそればかりでなく、次ぎの五つの理由を指摘してゐる。

「第一、世間一統逐年奢勵甚しきゆゑ、第二、萬物高直にして、昔は一年のくらしに間にあふ金錢も、今は半年にも足らざる故、第三、捻、作法、又は仕來りならはしよろしからざるより、すべて無益の費多き故、第四、貧乏者多くなるに從ふて、ます〳〵豪富の者に吸ひとらるゝ故、第五、風俗衰へ人々信義なきより、すべて流通あしき故なり」（卷之五）。

彼はこの五つの點をさらに詳細に說明してゐるが、今こゝにそれを一一說明する必要はあるまい。先づ彼が金錢流通の惡くなつたことを指摘してゐる點から、彼の貨幣觀を觀察して見よう。

彼は金錢が財寶そのものではなく、それが流通運用することにおいてその價値を認めた。

「金銀錢と云物は、萬物交易を通ずる爲にこしらへ出したる物なる故、すべて滯なく流通するが本意にて、その流通するを以て第一の寶ともすることなれども、この訣に至りては、とくとその旨をしらぬ者多し」（卷之五）。

勿論この議論は新しい議論ではない。すでに貨幣の流通性を寶とすることは古く山鹿素行の如きも詳細に論及してゐる。虎門が、

「金銀をわが國中に貯へて、積みかさぬるこそ、武備軍用にもなると心得て、金銀をよく通用せしむるこそ、交易の道行はれて國家をあつかふ者の寶と云ふことを知らず」

といふのも未だ珍しい議論とはいへない。しかし彼がさらに一歩を進めて流通の基礎に信用の必要を認め、信用の喪失が流通を阻止する所以を指摘した點は、當時の論者としては達見といふべきである。

彼は單に世の中の風俗が惡くなり、從來厚意を以つて惠んで呉れた親類緣者が、「金銀に親子なし」といふやうな諺の如くなつたばかりでなく、惠みを受ける方の風儀も惡くなり、恩を感じないばかりか、いくらでも無心をいつて來る有樣であるから、「向後はせざることになるより流通あしく」なつたといふ。しかし彼は單に風俗の頽廢だけにこの原因を求めず、法制の不備にまで論及してゐる。

「金銀貸借の事有餘を以て不足を補ひ、財用を流通するの要道にして、何れの代にもなくてかなはざることなるが、今世にありては殊更緊要のことなり、しかるに今世あらかじめ法を立てゝ制することなく、たゞ面々相對の申合にまかせて、後々違變に及び、故障ある時になりて爭ひ訟に至りてそれ〴〵の撮當あるまでのこと故、既にその時に至りては、上の政令威光にてもなき金銀の別に出る道もなく、又一々にその身代をつぶして返濟せよとは下知することもなり難き勢にて、長く年月を歷ることになり、貸方の者も度々役所等によび出さるゝことなどを厭ふに乘じて、切金年賦等にて內濟などする類のことになり、つまりは貸方の損となること多き故、有餘ある者こと〴〵く懲り畏れて、容易には貸渡さぬ故、貧しき者はます〳〵くるしめども、誰救ふ者もなければ、色々姦計をめぐらして後に返濟の見つめはなくても、姑く鼻の先の苦しき間を合せんとて僞り欺きて借受ること世間通法のやうになる故、私の爭絕ることなく、公に訴る者も自然に多くなることとなり」（卷之七）。

その結果は利率は高くなり、幾多の奸手段を講ずることになり、

「終には貧しき者の難儀となること上の政令よろしからざる罪なり、今の世に金銀を天下第一の寶とすること、一統の人

情にて輕き者など命にかへて爭ふほどの重き物を私の通用なればとて、相對ばかりにまかせてかまはずおくこと甚しき疎脫と云べし」（同上）。

虎門のこの觀察は最もよく當時の融通法の缺陷を指摘したものである。幕府の當局者間にあつても、動もすれば金錢貸借は相對づくであるといふ觀念が強かつた。この書の未だ著されない以前にあつては、享保にも寛政にも、又この後において天保にも、金錢出入（訴訟）は相對のことであるから訴訟を受理しないと公然と宣言してゐる。この點においては中央當局者の考へは地方の一儒者のそれにも及ばない。

然らば如何にすべきか。虎門は嚴刑主義を主張してゐる。

「かほど重んじ命にかゆるほどの物なるを、人を僞り欺きて借り受ることなど、不義の最上至極なること盜賊と同じく、その情實を論ずれば、人の妻を盜み犯せる不義と同じことなれば、すべて金銀につきて僞り欺のすぢあらば、他の子細拘はらず重罪に處すべきことにて、死罪を的當とすることなり」

さらに彼は金融に關し詳細に十數ケ條の規定を示してゐる。勿論それらの規定を見ると、彼の主張するところと矛盾すると思はれるものがないではない。例へば「總て引當これなく貸借可レ爲二無用一」といふが如きは、對人信用を不可能ならしめ、貧しい者の金融は阻止されるだらう。しかし結局虎門は貸す者に安心を與へ、それに依つて金融を圓滑にして、かつ低利ならしめんとしたに外ならない。

かく彼は貨幣の流通の重要性を認めてはゐるが、決して經濟の發展について積極論者ではなかつた。金銀山を採掘したり、目前の利益に迷つて流行物の生產に從事したりすることには全然贊意を表してゐない。殊に一國の財用の場合は然りである。確乎たる將來の見通しをつけてなさるべきである。

「町人商人などは、その時々にさま〳〵にうつりても可レ然こともあり、國家をあつかふ上などにては永久見つめを大切として、鼻の先の算用にのみ拘はるべきにあらず、その內にもその時々に即時にうつりかはりて、諸方の都合に妨なきことは、よく〳〵吟味して行ふべし」（卷之五）。

從つて彼の態度は當時の多くの論者と同樣に、消極的ならざるを得ない。

「總じてその國その家風によりて一樣にはあらざれども、今の世の經濟に十に八九の緊要は取入るゝ高を多くするより、まづ先に無益に費ることを吟味すべし」（同上）。

生產の增大を計るよりも、無益の消費を出來得る限り抑制することが、國家財用の途と考へたのである。この見地からすれば最も重要なことは、流通を發達促進するよりも、奢侈を嚴重に禁壓することにある。從つて彼は奢侈禁止の法を說くこと頗る詳細である。しかし單なる法に依つてのみ奢侈は禁止し得るものでないことを彼は認めてゐる。

「さりながら全體根本より直さんとには法ばかりにてはいかぬことにて、人々の心より奢を恥かしく思ふやうにすると、人々みづから奢をすべき透間なきやうにするとの二つをよく〳〵吟味して、その上にたつ人の自ら行ふて、その後觸流して嚴しく法をゆるさぬやうにすること肝要なり」（卷之五）。

人人が心から奢を恥づるやうにするのには、忠孝の道を心得させ、「武備をはじめ、すべて非常の備を堅固にすることを大切とする心」から生ずる。即ち敎への必要なる所以である。しかし彼はすべての者に同一の取扱ひをなし得ぬ

ことを知り、「上下の諸士も坊主山伏も町人百姓も皆一體にあつかふことにては、益とならぬはさしおきて、却て害になること多し」といふ。當時一般の論者と同樣に、彼も亦身分に依り、分限に應じて一定の法を立てんとする者である。

その奢侈禁止の法制を立つるに際し、その重要の程度に從つて大體次ぎのやうな順位をつけてゐる。

「第一、衣服の制、第二、婚禮、葬禮、法事、祭禮、その外すべて寄合等の式、第三　供人數、その外召仕ふ男女の捉、第四、家居、造作、第五、諸道具類、第六、饗應飲食なり、饗應飲食は制度なければ無益の費甚だ多く、分限を越ることも甚おほきものにて、衣服におとらざるものなれど、法禁を以て制するには容易に行とゞくことなり難く、法を立てゝも名目のみにてその實は同じく奢となること多きものゆへ、法禁を立つるには却て末となすべきなり」（卷之七）。

衣服の別の如きも單に武士・百姓・町人の別を以つてするのみならず、武士の間にあつても、大夫に准ずる者、中士に准ずる者、下士に准ずる者とに依つてそれぞれその制を異にする。勿論これらの點は身分的階級觀念の甚だしかつた當時にあつては敢て異とするに足りないが、虎門はさらに百姓・町人自體の間にもそれぞれ區別を設ける必要を認めてゐる。

「凡何事によらず數多ければ同じものにても、おのづから段品のちがひあること自然の姿なり、物之不レ齊物之情也と云も此意なり」（卷之四）。

町人だからといつて、すべてを同一に取扱ふ時には却つて多くの弊害を生ずる。惡平等は常に彼の採らざるところである。

「今の町人同じ家屋數持にても、分限の大小によりて主從同樣の姿なる者多し、百姓も亦同じ、主從君臣の如く大小高下のちがひある者に一樣に何事もあてがふては、自然とさゝはる形あり、理づめの吟味にて行はれぬことなきやうなれども、順にゆきかねること當然の勢なり、されば此段の分ちやうはと云へば、その國その所にて、一概には心得難しと云へども、大抵三段より以上、六七段までも分るべし、今江戸町にて十仲間と云は商人の上段なり、されども、此内にも大に甲乙あり、何れにも町人は商買仕入高の多少と召使ふ人數の多少との二ツなり、これにもその商賣によりて、一樣にはいはれず、たとへば藥店などは召使ふ人は多くとも、金高はそれ程になきもあり、呉服店、質店などは召仕ふ人は少くても金高は多き者あり、すべて此類の差別多ければ、其所々の心得ある功者なる者に申付て吟味さすべし、勿論町人はその商賣により て、一年、半年の内にも盛衰あるものなれば、毎年、又は隔年にも改めて吟味あるべきなり、もし吟味屆きかぬる時は、近所のもの、或は仲間又は類商賣の者に入札さするもよろしかるべし、百姓の貧富高下は町人よりは甚知り易し、田畠持高刈收の多少にて大格明なり、その上にも海川の獵、又は山林など、或は商賣諸職の類を兼たる類、何れも大數よくしらるゝことなり、さてこの平日段をわけおくこと何の要用になるぞと云に、町方、村方、時々の盛衰を考へて、それ〴〵に工夫して扱ふべきための入用なり、それのみならず、饑饉凶災の救、又は非常のことありて、何ぞ割付て申付るなどにも、それ〴〵の段によりて次第を立てゝ申付べし、左なければ家並、頭割のみにて却て甚不平になりて行はれ難きことあり」（卷之四）。

かく百姓町人の間に貧富大小の差違あることを認め、それに依つて上下次第の別を立てんとしたのは、實際問題として妥當の見解といふべきである。

虎門はかく階級的差違に依つてその奢侈の限度を定め、無用の浪費を抑制し、永久の常產となるべき產業を工夫

し、量入以爲出の制を行なへば、永い間には財政は救濟さるべき筈であると考へた。唯しかし現在の制度のまま では、大名は永久に富有になり難い狀態にある、

「今世の大名と云者に至りては、一つの難事ありて、その國永く富有となるべきことなり難し、いかにとなれば、當時江戸の御政事にては、大名の身代少しもよくなる頃には、こゝの御普請、かしこの御修覆などとて、をり〳〵は其分限に不相應なる、大なる費あることを命ぜられずきとすりはらひたる上に、借銀その外種々の非常のことをして、間に合はすることゆへ、その痛みは五年七年にても應へ難し、少しも穩過てやう〳〵と立てなほる頃には、水旱凶荒等非常に費あるか、又は右のやうなることゆへ、何時も大名の身代の富有となりてつゞくことはなきことなり」（卷之五）。

勿論彼も公然とこれを批難する言葉を記してはゐないが、大名を疲弊させ、江戸の勢威を張る政策であるともいふが、微賤愚昧の身の知るところではないといひながら、「今は實に窮迫せられて、右のやうなる命もあるかも知れず」と、暗に幕府財政の困窮を指摘してゐる。

以上に依つて大體虎門が當時の經濟的行詰りを如何に觀察してゐるかを見て來たのであるが、結局彼の立場は中間にある。極端な商業否定、農業中心の自然經濟論者でもなく、又商業藩營に依つて財政的窮乏を救はんとする貨幣經濟論者でもない。それは彼の議論が何れかといへば實踐的であり、單なる理論に走るものでなく、彼の言葉を以つていへば、常に時の勢ひを考慮したがためであらう。かゝる見地から彼はさらに武士・百姓・町人その他の者を如何に處置すべきやについて評論してゐる。以下これらの各々について彼の經濟策を檢討して見よう。

四

先づ最初に武士階級自身の問題について述べよう。封建社會にあつて武士の生活が保障されてゐたことは事實である。しかしそれはその家督を相續し得る者だけに限定されてゐる。二男以下の者は上は大名から下は何人扶持かをもらつてゐるやうな下士階級に至るまで、他家に養子にいくか、兄の厄介になるより外にない。人口の增大は領土の增加することのない平和な封建社會にとつては、かなり早くから厄介な問題とされてゐる。故に早く熊澤蕃山などもこれを問題としてゐるが、十分に論じてはゐない。虎門はこの問題を大名についても、又諸士についても詳細に論じてゐる。

最初に大名について彼のいふところを見ると、「國君の弟並次男三男等をあつかふ心得」と題し、當時一般に行なはれてゐた他家への養子を、「殊に親しき父母をすてゝ、別に父母を養ふこと、やむことを得ざるの外、なるべきほどは人の本意にあらざることゆへ」といつて、あまり贊意を表してゐない。しかし一家一類への養子は必ずしも拒認してはゐない。

「まづ嫡子嫡孫は先祖の正統なれば、別段にあつかひて、その外の伯叔父、庶兄又は弟、次男、三男、末孫等は幼少の時は部屋々々を立て、役人をつけてあつかひ、成長して二十歳にもなり、養子になるべき家もなき者をば、國中の一家一類など云系屬ある家へ養子に遣はし、その人一生の間、その家の分限によりて國君より手あてあるべし」（卷之八）。

その手あても代を經る毎に遞減する。養子とすべき家のない場合には、「別に家を立てさせ、祿をあてがひて、その子の代に至らば格祿ともに下すべし。その孫に至らば又下すべし。」かくして一族だからといつて愚な者を賢者の

上に立たしむることなく、又一族の親みを失ふことなきやうに、親〻親賢〻賢之道に反せざるやうにすべきであるといふ。

諸侯の子弟を處分する途は未だ容易である。より困難な問題は諸士の二男以下を如何に處分するかといふことである。彼はこれらの者を取扱ふ役人を置き、無足支配とでも名づけ監督差配させんとする。この支配下に屬する者は親生存中の次男三男は二十五歳以上、兄にかゝる者は二十歳から、姪の代になつた時には十六歳以上の者である。その處置する方法として、彼は八つの手段を擧げてゐる。

「第一には在方、新田、新畠開發十の内三分ほどを自分へ被下、その高徒士の祿に相當するほどならば徒士に召出すべし、召出したる上は開發をやめべし」（卷之三）

文意やゝ不明であるが、新田畑の開發に從事させ、その取り高の一部を給し、鄉士格とし、もしその新田からの上り高が徒士の祿の程度になつた時には、彼自身開發に從事することは止めさせ、徒士として召抱えるといふ意であらう。

「第二には當座奉公、これは徒士平士其外役人等に人少く類、役仲間よりも間を合せ離き處へ其才器にあたる者をえらび、やはり父兄の家屋敷に居て當座に仕ふべし」（同上）。

これは臨時雇用であるが、假令不用になつても一年ぐらゐの間は六割ぐらゐを給與すべしといふ。

「第三には又奉公、これは家老以下重き役人在役中仕ふべき用人、物書、若黨等なり、あてがひは主人々々の仕ひやうなるべし」

「第四にはすべて指南、文武有用の藝に限るべし」

碁・將棋・茶湯・挿花・亂舞のやうな遊藝は勿論、繪・書・印刻の如きものの指南は許されない。從つてこれに適する者は極めて少ない。

「第五には醫者、賣卜、

「第六には百工諸職人のわざ何ごとに拘らず、但硝子燒、茶湯道具などの類は禁ずべし」

その身分は歸農の場合と同樣鄉士格である。

「第七には浮人、これは萬事名代或は差添人などにて間に合ふことに自分に頼まれ、或は留守居、警固をつとめ、諸事の仲人欠合ことなどの取次等なり」、

「第八には他國暇、これはよく〳〵やむことを得ざる時のことなり」、

以上の方法を前述せる無足支配の指圖の下に施行しようといふのである。勿論これらの方法の多くはすでに一般にある程度まで行なはれてゐることではあるが、今これを政府の統制の下に配置せんとする點が彼の議論の特徴である。二種の武士の失業對策とも見ることが出來よう。然らばその效果はどうか。彼自身の豫測は次ぎの如くである。

「右八法の内當世にても行はるべきは、土地さへあらば第一の法なり、百人の内、四五十人まではこれを望むことなるべし、次には第六の法、これ亦百人に三四十人までもあるべし、次に第二法、これは望む者多かるべきなれども、上より容易に申付ぬと故、百人に五三人なるべし、次には第五法、百人に五三人あるべし、次に第三法、百人に五三人、第七法

も人々が好む所にあらずといへども、やむことをえず、如此し終る者百人に五三人あるべし、第四法、第八法ともに百人に一人なり」（卷之三）。

次ぎに虎門がこれに關聯して人才登用の途について詳論し、從來行なはれてゐるやうな官職を轉じて、昇進せしむる慣例を不可なりとし、別に位階を設け、官職はそのまゝにして位階並びに祿を昇進せしむべしと論じてゐるが、これは直接經濟論とは關係がないから省略する。むしろ武士階級の困窮、殊に物價騰貴から生ずる下級武士の經濟難を救濟する手段として、手工業を習得し置くべきことを奬勵してゐる點を注意すべきであらう。

「さて今世にてかろき武士の錢をとりて祿の補とすべき業は百工諸職より外はなし、農作を業とすること、兵農合一の委にて、甚よきことなれども、田地もそれ程なければ、新田開發より外にはなり難きこと多く、又城下又は城下邊などに住する者は殊更行屆かざることも多ければ、十に七八までは百工諸職の營みにしくはなし」（卷之四）。

しかし如何なる職業でもよいといふわけにはいかない。是非なければならないやうな要用なもの、これに次ぐ有用なものを奬勵し、烟草をきり、菓子を製し、かるた將棋駒を作るの類は無用として禁ずべきであるといふ。最も重要なものはむしろ日常有用なものにある。

「さて百工諸職さまざまある內、文武有用必要のことのみ武士の營むことに定むべし、鍛冶大工は勿論何ほど賤しき業にても、武士の面々心得居ること、武備の助にもなり、奢を省く心得の助にもなること多し、草鞋を作るなどは甚賤しき業にて、折助、鎗持又は百姓などに限りてすることの樣に心得れども、足輕底又は輕き武士までもしるべきことなり」（卷之四）。

もし戰の如き場合に至り、

「四民すきと寸隙もなく、又引つゞきて人々これを用ること多くば、ます〳〵拂底になり、ます〳〵高直になるべし、その時にあたりて左なくてすら費多き中に、すべて諸物の價數倍に引上げたらば、輕き諸士など、草鞋などの輕き物までも不自由になりて、さしつかふること何ほどかあるべし」（同上）。

かく虎門は諸士が內職を營み、その祿の不足を補ふことはこれを認めてはゐるが、彼は決してそれをよしと見てゐるのでもなく、又そのまゝに放任して置くべきものでもないといふ。

「くらしに足らぬ宛行を遣しおき、召し使ふばかりが上の人のあたりまへと心得たる樣に、妻子の養の屆くもとゞかぬも、衣食の費の間に合ふも間に合はぬも、それは面々勝手にはげむべきと云樣なるあつかひは、民の父母たる人君の道にあるまじきことなり」（同上）。

しかし彼は單に無用の職業に移らぬやうに監督するといふ程度であつて、特に所謂家中工業の如く積極的に特殊の產業を奬勵するといふやうなことは主張してゐない。

五

次ぎに農民に對する態度について述べよう。

德川時代の一般の經濟論者と同樣に、農業を重要視し、「農民が第一の主なり」といふ農本論を主張する點においては彼も變りがない。

「町人どもがなくなりたるとて、農民の迷惑することありと云ども、左まで大なることはあるまじ、農民過半もなくなり

たらば、家中の知行も荒れ廢れ、藏入も乏くなりて、つかふべき金錢もなく、商人もおのづから商賣の道絶て、自然に立つゞくことなるまじ」（卷之四）。

町人多く農民少なき所は富有と雖も國として威風なしといひ、讃州丸龜、江州八幡、總州銚子などを例に擧げでゐる。

然るにその本末を辨へず、やゝもすれば農民を輕蔑する風がある。

「さて農民百姓といへば、貧しく輕き者は云までもなし、豪農といへども、土民と云て輕んずるの情あるは、制度政事の習ひとなりて自然に如此なりゆくなり、皆根本をそまつにするより、自然になりゆきたるありさまにて、決してめでたきことにあらずと知るべし」

かゝる狀態でも現在の如く平和な狀態にある時には問題は少なく、四民のうちで町人の富みたる者ほど安樂な者はない。大坂、堺の富商ほど强盛な者はない。しかし非常時にはどうか。

「萬一世の中騷がしく、海陸の通用も塞りて、自由なり難き時に至らば、上段の大商は中段の豪農にも及ばず、中段の大商は下段の豪農にも及ばざること明なり、その故はすべて町人は土地もなく、人數はありても多くは諸方のはせ聚りものにて、殊に妻子を榮えて、子孫安堵する者は百人も召仕ふ中にて、二十人までもなきさまなれば、亂世にもなりたる後には甚だたのみ少なきことなり、豪農と云ものに至りては、第一累代土著の人々を手につけて、一人毎に妻子を安んじて、その處を離れてそむき去ることも容易ならざる形あり、又筋骨强く雨風にも弱らず、難處のかけまはりにも馴れて、事ともせぬ者多ければ、亂世に至りては、甚强みとなること、一人にても町人の十倍ほどにあたるべし」（卷之四）。

かく虎門は一々町人と比較論を試み、農民の根本なる所以を說き、根本の重要なることを主張してゐる。殊に彼が以前の武士の場合にも同樣であつたが、こゝでも亂世、即ち戰爭の場合を豫想して、事柄の重要性を決定せんとしてゐることは、武士として當然なことであるかも知れないが、注目すべきであらう。幕末時勢の動きを多少とも反映してゐたと考へ得られぬこともない。

虎門は新田開發の事業が永續しないことに注意した。荒蕪地を開發するのに遠方から移住させて企て、一旦功あるが如く見えても、何時か又離散して、荒蕪地になつてしまふことが多い。彼の言を以つてすれば、かゝる新百姓を如何に安堵さすべきかが問題である。今日でいへば植民政策の一種ともいへる。曰く、

「大凡何事にても多くの人を扱ふは、其心をとくと察じて其情實を得ざれば永くはたもちがたき事、治國平天下の大道は勿論にて、凡用兵の法又は商賣販鬻のいやしき道に至るまでもみな同じ事也、況や邦の本たる農民を植付る事最大事なるべし」（卷之九）。

遠國から移住した者に對しては、特に萬全の注意が必要である。彼は第一に從來の開墾法の缺點を指摘し、從來の方法に依れば、

「はじめのほど其手數を限り年貢夫役等一切の用捨あり、其年限過れば一切用捨あることなし、されば三年荒谷と立たるもの三年までは心よく、四年めよりにはかにくるしむ故いとゞしく、年過れば故郷をしたふ人情なるに、其くるしみにかふべき樂もなき百姓の身なれば、段々離散の心を生ずる事餘義なきこと也」、

故に年貢の如きは年を追ふて少しづゝその負擔を增加し、數年を經て本來の年貢になるやうにすべきであるといふ。

第二に他鄕の者でも久しく住み、近隣相交はれば、自らその土地に親しみが出來るものであるから、近隣の交際は勿論、結婚その他互に密接な關係を結ぶやうに、政府が奬勵するがよい。

第三に從來新百姓の奬勵に、丈夫な家、馬小屋、物置等を立てゝやつてゐるが、それは却つて民情に通ぜざるものである。

「すべて其はじめはたゞ雨露をふせぐなどにこしらへて、年ふるに從ふて其人々のみづから骨ををり、身を勞して年增に段々備るやうにすべし、されば其身みづから辛苦して成就する故、たとひ甚麁末なる家居にても、甚をしむ心ありてすてがたく思ふ」、

第四に集團的に移住せしむること、

「若同鄕の人など數人集むる時は、あなたこなたに隔てずして、近きあたりにまとひておくやうにすべきこと肝要なり：：：他鄕より來るもの其地の人にしたしみ薄く、或は貧しきもの貸借を通し、又は病人眉病其外すべての大事に力をそへて手傳するなども、親類緣者も少く一入に離儀不自由することなり、同鄕の者近處に在る時は、自然にしたしみ厚く、故鄕にては見ずしらぬ人といへども、他鄕に出ればよしみ厚くなるものゆゑ、相互の力となりて心よく思ふ事なり」

第五には果樹を植立てさせること、

「すべて樹木は年經て其功を見ること故、既に實を結び、又は材木となりて年々よき價にもなれば、田畑物成の外にて格別の產業の助になる故、是を惜むの情あり、又後年になりていかほどからき役人ありても、果木までは年貢もおふせぬこと故、人々永くわが實と思ふゆゑ、自然に惜む情深しと云へり」、

第六に醫者を付け置くこと、實際の場合人間が少ないと、病家が少なく、醫者は業として成り立たない。彼曰く、「是やすき事の樣にて第一のかたきことなり」と。今日の植民の場合でも、なほこの感がないではない。

第七は新移住者と舊村民との和合である。

「縱何國の人なりとも、同類の人を輕んじあなどるべきにあらず、殊更永くわが國中の民とせんには誠に我子と異ならず、されば其土地にしたしみ薄き者は、是まで有來る民よりも一入を心を付て、つらからぬやうにすべきことなり、されば其村長などすべてこれを扱ふ役々にも申付て、すべての事に心をくだかせ、又同輩の百姓町人などにもよく〳〵此理をさとして、輕んじあなどることあらしむべからず、婦人小兒などまでも、其詞つかへ、髮かたち、風俗よりこれを敎ることありとも、これを哂ひそしることは、ゆめゆめなきやうに申含めおくべきなり」、

最後に、

「第八、寺院を建立し僧をおきて民情をなづくるといふ說あり、是甚愚民の情によく通達したる說にて、甚面白き事也」、（卷之九）

虎門の揭ぐる以上の八ケ條は、要するに遠國の民をなつけて、永く定住せしめんとするものに外ならないが、それらの方法は何れも民心の歸趨を洞察し、又實際に施して有益なものといふべきであらう。

六

農本論を主張する虎門が町人を如何に見たかについては、すでに上述せるところを以つてしても、ある程度まで推測し得る。町人はなくても濟むべしといふ意見をもつてゐたことは明かではあるが、それだからといつて、町人

が實際上社會において占めてゐる地位を全然無視してしまふほど、時代に對する認識を缺く者でもなかつた。

「町人、商人といへば、輕く貧しき者をば論ぜざれども、富み榮ゆる者をば必賤しまず、これ金銀を目がけるの心より、如此ともあれども、さまで目がけぬ者といへども、輕んぜざるは自然の勢なり」（卷之四）。

そればかりでなく、彼は商人が武士や百姓や職人に比較して知慮のすぐれてゐることをも承認してゐる。

「士・農・工の三民は皆業を守りて、衣食が乏しからぬが最上にて、分外の榮曜はなり難きものなり、その内士の官職に轉ずること、殊に我が心に任せず、農はもとよりその土によりて、植るものを改ることならず、工もその業を換改ること容易ならざる故、皆有來るまゝに安じて別に智慮をめぐらし、骨折ることたとひあるとも少きことなり、たゞ商賈のみ時の好を逐ひ、其處の風俗事態に隨ふて、利を得の法、何ほどもあるゆへ、智慮を竭してこれを謀り、百千里の遠道を往反するをも厭はずして、只利德になる事を心がくるゆへ、四民の内にて心に油斷なく、世のありさまをよくしりたる者は商人にしくはなし、されば今の世にて智慮ある者、多くは商人に出ること、皆この故なり」（卷之四）。

勿論彼はその智慮を眞のよき智慮であるとはいはない。世間でいふ智慮であり、鼻の先ばかりの智慮に過ぎない。

「商人の富たる者、かへつて鄙細なり」といへるのである。從つて商人については、常に嚴重な撮當、即ち取締りが必要になるのである。彼が特に注意を拂つたのは問屋制度である。

彼は問屋を定義していふ。

「すべて問屋と云は何事によらずその向の用事を何方、何人に拘らず、注文するを皆相應に辨じてやる爲に立ることなるべし、船問屋などの類なり、今の驛々の問屋は、畢竟役所なれども、其義は同じ、其外商買物の問屋と云は何によらず、その向の所々より、多く買入て、小賣する商人へわたし、又は遠方へ送るものを云」（卷之四）。

從つてその資本も大であり、その規定如何に依つては頗る利害の大なるものであるから注意を要する。殊に價格の問題は重要である。これらの商人が有無相通ずることから生ずる利益は正當である。彼のいふところに從へば、「定分の利」である。然るに彼等は價格の變動に際して不當の利益を得ることがある。

「物の直段高下のかはる時に、一統引上げ引下げする前後の間に非常の利ありて、これは定分にあらず、畢竟姦術と云もの、なれば、上より撮當あるべし」。

又買占めの如き姦策を行なふ者もあるから放任して置くことは出來ない。物價の變動の上からいふと、問屋制度の如きものがない方が、上述の如き姦策を自然と禁ずることが出來る。

「問屋に拘はらざる時は、その向の商人多き中にて、一統にそろひかねる故、自然に姦術少きことなり、時によりてその向の商人問屋なくとも、一統に引上げ引下げ、又は多く買入れ、すきと買入れざる類のおちあふて一樣になるは、その時の自然の勢にて、畢竟人力にあらずと云ほどのこととしるべし、されば問屋と云もの上より定めおきて、それ〴〵の掟を立ること却てよろしからざることあり」。

賣買獨占に關聯して問屋制度が物價騰貴の重要な原因であるといふ議論は、すでに古くから多くの論者に依つて力說され、虎門が「經世談」を著はした數年後には、水野越前守に依つて問屋制度廢止が實行されたことは、有名な事實である。しかし虎門は問屋制度を廢止すれば如何なる弊害を生ずるかを十分に認識してゐた。

「されども問屋と云ものなくてはならぬこともあり、問屋なくては多分の代呂物の賣買に通用甚あしく、又すべて火急の用にこまることあるべし」。

然らばどうしたらよいか。彼はいろいろな點から問屋制度を觀察してゐるが、大體彼のいふところを綜合して見ると次ぎの如くになる。結局問屋は止むを得ざるもの以外は政府から干渉せずに、「その向の商人の勝手次第にすべし」といふ方針を採るべきであるといふ。政府が干渉しなければならぬのはどういふ點か。

問屋には大體二種ある。買入の問屋と賣出の問屋である。「買入の問屋は必用要用の物に限る」。勿論虎門がこゝに買入の問屋といふのは、「その國にすきとなく又は拂底にて遠所より持來る品を賣出す」もので、今日でいへば輸入業者といつてもよい。從つてこれは一國の繁榮といふ點から見ても嚴重に取締ることが必要になる。これに反して他國の必要品で「我が國の賣り送りをたのみにする品」の如きは、商人に一任して置いてよいといふ。

問屋制度を立てた場合には、(1)問屋の小賣を禁じ、(2)仕入の價格・數量・仕入先を屆け出させ、(3)一定率の利潤率を定める。賣出の問屋の場合、口錢を一定し、もし口錢以上の利分があつた場合には、「其内五分は上にをさめ、三分はその主の利分とし、二分は仲間の用意金と定めて順番に預り、」非常に備へる。

以上に依れば虎門は幕末のある種の論者のやうに、商人は穀潰しである。遊民であるといふやうな無理解な論者ではなかつた。しかし決して町人の豪奢な生活を許したり、商業の發展を必要と認むる論者ではない。從つて彼は十數ヶ條に亙つて町人統制法を論じてゐる。その重要點は不當利得と奢侈とを禁ずるにあつた。

「町人をあつかふ法、奢の風俗を禁ずること、並に姦術を以て利を貪ることを禁ずること、第一の肝要なり」（卷之九）。故に衣食住から日常百般の事項、娯樂その他について一一規定してゐるが、これらの點は德川時代の法制にも

現はれてゐるところで、特に異とするほどのものでもない。ここではそれらの規定のうち、特に重要と思はるるものを少しく指摘するに止めて置く。

第一に不當利得について如何なる制裁を設けんとしたかについて次ぎの如くいふ。

「姦術を以て利を貪るとは、すべて上の法禁を犯し、或は人民の難義をかへりみずして、我の得分利倍をはたらくを云、これを禁ずるの法、すべてその商賣仲間より撮當ざすべし、殊に行司順番の者、別して念を入るべし、されども一統の仲間そろつて上を欺くこともあり、又面々も少々正しからざるより、仲間の撮當しにくき勢あることもあり、そねみうらみらるゝことを厭ふより、撮當をいやがる者もあるべし、此等は乙名役付の者、かくし目付など申出べし、勿論姦利の罪は何によらず、過料を出させ、其上三日閉店等奢を犯すの罪同樣たるべし、本人の外、仲間行司幷乙名等も奢を犯すの法同樣申付、撮當申出る分は罪なし、」

この方法が果たして商人の利潤追及欲を十分に抑止し得るかどうか多大の疑問はもたれるが、商人組合の自主性を認めてゐる點は注目に値ひするであらう。

次ぎに掛け賣りに關して次ぎの如き規定を設けてゐる。

「賒賣、毎月晦日勘定と定め、もし延引三月を過たらば、利付にて證文を渡し、常の貸借の掟に準ずべし、古き得意等勘定一年限にも申合次第、その上半年一年も過たらば、常の貸借に准ずべし、商人仲間の通用も双方申合を立て、相違の節右に準ずべし」。

德川時代の取引において所謂掛けの倒れになるものが非常に多かつた。從つて始めから價格を高くつけてその損

失を塡補するのは一般のことであつた。貸借の捉に準ずることになると、前述したやうに虎門の借金に對する規定が頗る嚴重なものであるから、掛け倒れを防止することになるかも知れない。この點においては彼の議論は一種の商人保護論になり、又前にも指摘したやうに、貨幣尊重論でもある。

當時一般に物價騰貴の原因として識者から否認されてゐた商業課稅即ち運上について、彼はどう見てゐたか。

「諸商賈運上の事、今世にては田畑物成と相並びて、國用を足すの基とすること故、何方にてもせり上げて多くなるを專要とすれども、この運上高き故に物の價高くなりて、國中の難儀となることもあれば、深く吟味すべきことなり、大要他國より自國へ買入る品、要用必用の分は運上なきがよし、やむことを得ぬ子細あるとも必やすくすべし、榮耀の物、玩物などは高くても苦しからぬこともあるべし、自國より賣出す品は大抵運上あるもよし、但百姓職人などの自ら作りて持出すものまで運上をかけることすべて不宜」、

彼は大體當時の通說を是認してゐるにも拘らず、一概にその弊害のみを見ず、これを政策的に利用せんとしてゐる點は、彼の實際家としての見識を見ることが出來る。輸出品に課稅するをよしと見たのは、彼が農本論者であつて、商業論者でないからであるが、輸入品中必需品には課稅を不可としたのも、同じ見地から消費者に有利ならしめんがためであらう。しかし國內におけるそれらの必需品產業のことを無視してゐるのはどうか。恐らく國內に生產し得ない必需品を意味したのであらう。

最後に他國商人の出店に關する彼の議論について述べよう。こゝに出店といふのは、他國の大商人が各地に設ける出張店をいふのである。

「諸州繁華の地などに京大坂堺又はその外の諸國より出店と云ものあり、其所によりて利害一樣にあらねども、國產の物と交易を通ずるより外、彼方の物を持來りてあきなふばかりの出店は國の益にならぬこと多し、勿論國中の名目にて內證は他所の者商賣するもあり」、

要するに大資本を有する他國商人がその配給網を擴大する一つの手段としてなされたものであり、その國の商人にとつても、又その國自體にとつても面白からざるものであるから、これを排除せんとするものである。しかしこれらを一概に除去することは困難であるから、次ぎの如き方法を以つてせよといふ。

「その法はその所と其商賈向によりて、一樣には云ひ難し、まづはなるべきならば、その主人、家內ともに此方へ移りて、人別に加はるやうにすることよけれども、多くはなり難きことなるべし、或は年數を限りて、引拂ふことに申渡し、その家、庫、屋敷幷代呂物などは莫大の損失にならぬやうに、その仲間、又は別商賈の者に買ひ取らしむることもよかるべし、金銀不足にて及びかぬることなどあらば、上よりかしてもずべきことなり、世に云、見倒しの、打殺しのと云ほどのことは必させまじきことなり、懸賣、貸付などの殘りたるをも、それ〴〵に上よりせわして取たてゝやるべし、勿論仲間の者にも、面々のため、幷國のためと云ことよく合點させて、其上にも仁惠の意を申含め、引拂ふ者の怨まぬやうに取扱さすれば隨分に行とゞくべし、又かやうに定めたらば、出店をすぐさま別家となして、本店の子弟又は古番頭など遣しておき、內證はやはり出店の姿と同樣にする工夫をすることもあるべければ、前かどより此趣は申渡し、別家より本家へ利潤送りはせぬことに定めて、尙更、仕入金高、仕入荷物を改めて都合せぬ時は、吟味を遂げ、もし違犯の事あらば早々追拂ふもよし」（卷ノ九）。

虎門の對策は頗る周到ではあるが、當時漸次に資本の勢力が政治の部面にも入り込んでゐる時に、それらの對策

を實行し得たかどうかについては疑問である。要するに經濟は全國的に發展せんとしつゝあつたのに對し、政治は依然として封建的形態を持續せんとし、そこに起る矛盾から當然生じた現象に外ならない。

七

虎門は武士・百姓・町人について述ぶるのみならず、その他の雜業者、即ち(一)寺僧・山伏、(二)博徒・俠客、(三)芝居・見世物業者、(四)遊女・隱賣女、(五)願人・虛無僧・非人・諸浪人・六十六部・二十四輩等についても一卷を費して論じてゐる。これ人君は民の父母たりといふ見地から、これらの者をも哀れむべきであるといふ結論に達したからである。しかしこれらの者を一國の經濟といふ見地から見れば多く無用の者である。生產の上からいつても、風俗の上から見ても、彼等の增加することは好ましいことではない。これらの遊民を如何に處分すべきか。

「いかさま四民の外にありて、不レ耕而食、不織而衣ばかりでなく、それが爲に、民を勞し、又は多くの費を致すこと以の外のことなれども、いづれにもわが國中に居て、今日を送る者なれば、何にもせよ、我子としてあつかふべきことにて、その饑寒をもかまはず、又は制外とて法をはづしてあつかふことはなきことなり、されば此類の無益の人類は後には絕てなくなるべきやうに、段々に繁昌せぬやうに心がけて、あつかふこと肝要なり」（卷之十）。

虎門はその方法として種々なる規定を述べてゐるが。こゝでは問題とする必要がないから省略に付する。これらの者を有害無益とする理由は、前述の如く不生產的であることと風俗を害するといふ二點にある。故に博奕や賣淫を業とする者の如きは、その尤なる者である。彼はこれらに對し特に嚴罰を要求する。今こゝには賣淫の分だけを紹介して置かう。

「まづ遊女をおきて商買する者は、其者一生の間、乞食非人と同格にあつかひ、鬢片方をすり落し、頭布手拭をかぶることを禁じ、十年ほどの間は、每年兩三度づゝのびたる髮を改めてすらすべし、尤其者一生すべて他國出行を禁ずべし、游女に賣りたる父兄等も鬢片方をすり落し、其者一生同類の末席たるべし、賣買の仲人、口入等すべてかゝりあひの者、博奕を犯す同樣の罪に申付て、その年數は博奕よりも一等長く申付、其者一生同類の末席たるべし、これ不仁と不義と相兼たる罪なればその刑重きことなり」、

かく彼はこれらの遊手に對してはかなり嚴格な態度を持してゐるが、歌舞伎芝居等に對してはかなりの理解を示してゐる。

「世情、物態を熟觀して深く考れば、今世にあたりて、民間の風俗を移し易るの道に於て、今の淨瑠璃芝居と云ものほど端的なるものはなし、いかにとなれば輕き者どもの女子婦人は云に及ばず、男子までもおしなべて、すべてその風を慕ひ衣服の模樣かざり、仕立染色等も、今の時行（好カ）と云てみな〳〵爭ひ進で慕ひ學ぶも、多くは此芝居より出るなり、それすら小事に非ることなるに、耳にきく所、目に覩る所よりも、愚夫愚婦の心肝に徹する故に、哀樂喜怒ともに實事の如く、深く染みる故、一たび觀ては必再びせんことを思ひ、たゞ思ひ出るのみにても、その情を動すほどの感深きものなれば、忠孝仁義の道に近きこともこれによりて感得することも多し、古昔聖人の法民を導き治るに、禮を以てその外にあらはるゝことを制し、樂を以てその內に伏する情を和らげることあり、その說諸書に見えたり、ふかき曲折はさま〴〵あるべけれども、いづれにも內心よりいさみすゝみて善におもむくやうにするが、樂の敎とみえたり、今の芝居もこれに類したることとあり」（卷之十）。

幕末において國内の生産力不足が問題となるや、多くの論者に依つて遊民問題が取扱はれてゐるが、虎門の述ぶるところは、それらの諸論中、最も中正を得たるに近いものであらう。

八

以上虎門の經濟思想をその著「經世談」に依つて述べて來た。彼の生涯は勿論不幸であつたとはいへない。しかし彼が前半生において得た學問と聲名とに比して、その後半生は決してその意を得たものでなかつたことは明かである。さうしたことが、彼の議論のうちに俗世に活動してゐる者や、地位を得てゐる者に對する痛烈なる批判となつて現はれてゐることは事實である。彼が大名に對し、又一般儒者に對してなじた評言の如きは、一讀痛快を感ぜしむるほどである。

それにも拘らず、彼の議論は當時の議論としてはむしろ中正であり、穩健である。これは彼が聖賢時中の道を以つて常にその指導理念にしたことに基づくものであることはいふまでもないが、又彼自身の性格も、その文章に現はれたよりも穩かな風格をもつものではなかつたらうか。

彼の經濟論は終始一藩の經濟論以上に出づるものではなかつた。そしてその藩の利益のためには他藩の利害については殆ど顧慮する必要を認めてゐない。勿論その態度がよいといふのではない。前述した如く彼は藩外に輸出する商品については商人に一任するをよしとした。それに續いて、彼は次ぎの如く述べてゐる。

「すべて商人の心は、先方にて其拂底して人々難儀するより、直段いかほど高くとも、餘儀なく買取る樣になることを願ふてをること、利を求むる心よりは自然のなりなれども、隣國他國の人々に大なる難儀をかけて、自國の利とすること、人君たる者などの心とすべきことにあらず、いかにもなるべきほどは不自由もかけず、あまり高直もなきやうにして、他國なりとも心よく迷惑なきやうにしたきこと本意なり」、

人君としては當然この態度を採るべきである。しかし續いて、

「されどもそれ〴〵の分の當然あれば、手前の商人に利をとらせぬと云道理もなき故、相應の通用にする時は、彼此相方ともに永久よく引つゞきて、誠に公共の意にかなふこと、即天地の心なり」（卷之四）。

言葉は少しく抽象的ではあるが、自國商人の活動に一任して、それ相應の利益を擧げることを承認してゐることは明かである。その點において彼の議論が封建的經濟論以上に出づることを得なかつたのも當然である。すでに天保時代になつて、なほこの種の立場に低迷してゐたことは、彼の經濟論の價値を著しく低からしむることを免れない。

しかし當時の政策論として、彼の議論は別の觀點から觀察されなければならない。彼は當時の社會の缺陷を熟知してゐた。又一般庶民の性情に通じてゐた。徒らに自己の理想を基準として人間性を無視して庶民を罵倒する空論的政治論者ではなかつた。時勢が漸く變化しつゝあることも知つてゐた。故に軍備の改善について十分に注意し當時の軍備に存する二つの缺點を指摘してゐる。一つは素質の低下である。

「第一には今世諸國に多くある武士は、名は武士なれども、大抵昔の公家に同くして、古の武士にくらべては、その精兵と云ふものが、昔の弱卒にくらぶべきほどなるべし」、

他の一つは武器の變化である。

「第三には昔の戰は弓矢を用ひしに、中古より鐵砲と云もの出て、戰法大に一變せり、これ諸流の兵家のよくする所なり」、

「されば客戰など云に至りては別して昔の法に泥み難きは勿論、主戰といへども、昔のまゝの心得にては大に相違することとなり、しかるを城地をはじめ諸の制作武器等に至るまで、昔の法を據とすること大なる誤なり」、

又彼は外國人の渡來せんとしつつあることも知つてゐた。

「又近年魯西亞又は英吉利斯などの異國船、時々日本の海上に來ることあり」（卷之七）。

平山行藏の議論などには感服してゐたやうである。

かく社會の缺陷、人間の性情、時勢の動きを知つてゐた彼は、假令封建的經濟論を基礎としてゐながらも、かなり適切な改革意見を述べてゐる。政策論としては實行性を有し、概して妥當である。唯彼は常に周到に一つの改革に依つて生ずる諸事情を、又改革せんとする對象の相違を考察するが故に、華美な徹底的議論は見られない。

「よきこととさへあらば、何時にも皆ばた〳〵と火急に行ふべしとのみ心得るは誤なり、ばた〳〵といかぬことはいつもならぬものと心得るも亦誤なり」（卷之三）。

かうした彼の考へ方は確かに正しいものであるが、そのためにその鋭敏な觀察力にも拘らず、議論としての特異性を缺如するに至つたのである。

バルト海諸都市の建設事情

――獨逸ハンザ成立前史の一齣――

高村象平

獨逸ハンザとは、中世後期北獨逸商業諸都市がその獲得せる貿易特權を相互に享受し且つこれを共同して保護する爲めに結成した經濟的・政治的同盟であること、そして資料の上から明確に諸都市の同盟として現はれたのは一三五八年においてであるが、然しその實體はこれに先立つて夙に存在してゐたことは、改めて述べるまでもないところであらう。通說に從へば、「ハンザ」なる稱呼は「旅商の組合乃至仲間」の一般的意味から轉じて「下ライン地方からリガ・レヴァル・ドルパットに至る間の北海・バルト海の海上貿易に關與せる沿海及び內陸の諸都市の聯合」の特稱となつたのである。「在外商人ハンザ」から「都市ハンザ」への轉化過程は、獨逸ハンザ成立史を取扱ふ上において考察を要する問題であるが、これは他の機會に讓り、ここには獨逸ハンザの基體バルト海諸都市を成立せしめ、且つその後長きに亙つて諸都市相互間の協調統一を持續せしむる上に與つて力あつたと考へられる事情について關說する。